

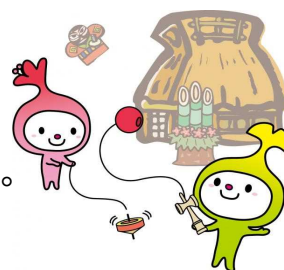


令和4年1月26日

厳冬の候、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より、和光市駅北口土地区画整理事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、今号では第41回審議会の開催についてお知らせいたします。



©和光市

**第41回土地区画整理審議会は、新型コロナウイルス感染拡大により、埼玉県において、まん延防止等重点措置が適用されたことから、感染拡大防止を図るため、駅北口事務所会議室で行う会議形式での開催を見合わせ、書面開催となります。**

#### 第41回土地区画整理審議会（書面開催）

- 議 題
- (1) 令和3年度工事の進捗状況について
  - (2) 使用収益開始及び保留地公売の状況について（報告）
  - (3) 事業計画変更（第2回）について（説明）

※書面会議の開催日は、令和4年2月8日となりますが、会議形式ではないため、傍聴は行いませんのでご了承ください。

審議内容については、次号区画整理だより（第86号）、和光市ホームページ等でお知らせします。  
ご理解いただきますようお願いいたします。

◎区画整理に関するお問合せ・ご相談は下記までお尋ねください。

〒351-0111 和光市下新倉1丁目5番55号

「駅北口土地区画整理事業事務所」

TEL：048-450-1602 FAX：048-450-1603

mail：e0500@city.wako.lg.jp



# 駅北口土地区画整理事業事務所からのお知らせ

土地区画整理事業の施行中は、様々な届出等の手続が必要となる場合があります。下記のような場合は、事前にご相談いただき、届出等をお願いいたします。

## 届出等について

### 1. 建築等をする場合

施行地区内において、建築物の新築や増改築、ブロック塀などの工作物の新設、駐車場の新設等を行う場合は、市長の許可が必要となります。

また、許可を要しない軽易な建築物の修繕やリフォームなどをお考えの方は、建物の移転時期などにご留意ください。

これらの建築行為などを検討している場合には、駅北口土地区画整理事業事務所まで事前にご相談ください。

### 2. 土地の相続や売買等により所有権を移転する場合

土地の相続や売買などの理由により権利の変動が生じた場合は、駅北口土地区画整理事業事務所へご連絡ください。

土地区画整理事業では、建物等の移転や建築等の制限、減歩負担、清算金の権利義務等が継承されますので、売買等の際には当事者間でこれらの事項を申し送りするようお願いいたします。

### 3. 施行地区内の土地の分筆、合筆をする場合

施行地区内において、売買、相続、贈与、共有物分割などの理由により、仮換地を分割、合併する場合は、仮換地に見合う部分の従前の土地を分合筆していただく必要があります。

仮換地の分割、合併については、手続が必要となりますので、駅北口土地区画整理事業事務所まで事前にご相談ください。

### 4. 住所等の変更があった場合

権利者の方で、住所や氏名の変更があった場合は、駅北口土地区画整理事業事務所までご連絡ください。大切なお知らせの郵送やご連絡が必要となりますので、ご協力をお願いいたします。

